

| | | | | |
|---|---|--|----------------|-----------------|
| 制 度 名 | グループ法人税制の整備等 | | | |
| 税 目 | 法人税 | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>以下の点について税制の整備を行う。</p> <p>1. グループ法人税制の整備 金融機関を含めた我が国企業において、グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、グループ経営の実態に即した課税を実現する観点から、グループ法人一般に対する課税の取扱いとして、グループの要素を反映した税制を整備する。 具体的には、連結納税制度を見直すとともに、単体課税のグループ法人についてもグループの実態を反映した税制を整備する。</p> <p>2. その他 組織再編税制等の資本に係る取引等に係る税制について、所要の見直しを行う。</p> <p>なお、上記税制の導入・見直しにおいては、企業の実務負担にも十分配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 972 1489 1070"> <tr> <td data-bbox="1015 972 1219 1070">減収見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1219 972 1489 1070">－ 百万円 (－百万円)</td> </tr> </table> | | 減収見込額 (平年度) | － 百万円 (－百万円) |
| 減収見込額 (平年度) | － 百万円 (－百万円) | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 企業グループの一体的運営の進展に対応したグループ法人税制を整備することにより、グループ経営等を通じた企業競争力強化に向けた取組みを円滑に行うことを可能とし、もって、我が国金融機関の国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 企業経営をめぐる環境が激しさを増す中、意思決定の迅速化のための分社化や完全子会社化等による、企業グループの一体的運営が進展しており、金融業界においても、主要金融機関の多くが、100%資本関係のもと、グループ経営を行い経営資源の効率的活用を図っている。こうしたグループ経営を進めようとする我が国企業に対し、税制が障害とならず、歪曲効果を与えないことが、競争力強化、経済活力向上に不可欠であり、グループ法人税制の整備が必要。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 最近のグループ経営等の実態にあった税制を整備する観点から、我が国企業を取り巻く経済環境に対し、分社化や完全子会社化等によるグループ経営の活用に対し歪みのない税制とするものであるため、妥当である。</p> <p>なお、グループ法人税制等の論点については、財務省と経済産業省が共同で開催した「資本に係る取引等に係る税制についての勉強会」において論点とりまとめを行っており、この成果も踏まえて具体的に検討。</p> | | | |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 政策評価体系における位置付け | Ⅲ－２－（１）金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 |
| | 政策の達成目標 | グループ経営等の実態に即した税制を整備することにより、金融機関を含め、我が国企業の競争力強化等に向けた取組みを促進する。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 恒久措置とする |
| | 同上の期間中の達成目標 | （政策の達成目標と同じ） |
| | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項 | 政策の達成状況 | 新設要望のため、該当せず |
| | 租税特別措置の適用実績 | 新設要望のため、該当せず |
| | 租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等 | 新設要望のため、該当せず |
| | 前回要望時の達成目標 | 新設要望のため、該当せず |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 新設要望のため、該当せず |

これまでの
要望経緯

なし